

令和5年5月30日

三重県知事 一見 勝之 殿

三重県津市大門 33 番 13 号

医療法人みのうら歯科医院

理事長 箕浦 陽一

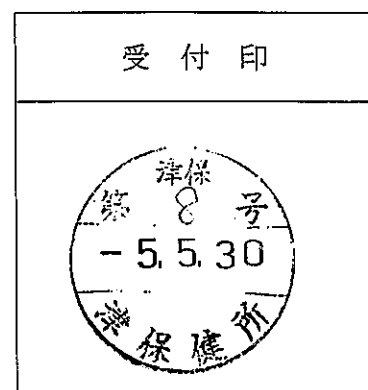
059 (228) 4453

決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

〔 添付書類 〕

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人みのうら歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県津市大門 33 番 13 号

(3) 設立認可年月日 平成 4 年 7 月 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 4 年 7 月 13 日

2 事業の概要

(1) 本 来 業 務

種 類	施 設 の 名 称	開 設 場 所
診 療 所	みのうら歯科医院	三重県津市大門 33 番 13 号

(2) 当会計年度内に社員総会で議決又は、同意した事項

- ①令和 4 年 5 月 20 日 令和 3 年度決算の決定
- ②令和 5 年 3 月 20 日 令和 5 年度の予算額の決定

法人名 医療法人 みのうら歯科医院

所在地 三重県津市大門33番13号

財 産 目 録

(令 和 5年 3月 31日 現在)

1. 資 産 額	10,578 千円
2. 負 債 額	71,081 千円
3. 純 資 産 額	△ 60,503 千円

(内 訳)

(単位 : 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,400
B 固 定 資 産	5,498
C 繰 延 資 産	680
C 資 産 合 計 (A+B+C)	10,578
D 負 債 合 計	71,081
E 純 資 産 (C-D)	△ 60,503

土 地 (☐ 法人所有

■ 賃借

☐部分的に法人所有(部分的に賃借)

建 物 (☐ 法人所有

■ 賃借

☐部分的に法人所有(部分的に賃借)

法人名 医療法人 みのうら歯科医院

所在地 津市大門33番13号

貸 借 対 照 表
(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	4,400	I 流動負債	70,091
II 固定資産	5,498	II 固定負債	990
1有形固定資産	5,413	負債合計	71,081
2無形固定資産	75	純資産の部	
3その他の資産	10	科 目	金 額
III繰延資産	680	I 資本剰余金	7,000
		II 利益剰余金	-67,503
		1その他利益剰余金	-67,503
		純資産合計	-60,503
資産合計	10,578	負債純資産合計	10,578

法人名 医療法人 みのうら歯科医院

所在地 津市大門33番13号

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
I 事業収益	31,646
2 事業費用	34,147
本来業務事業利益	-2,501
B 付帯業務事業損益	0
事業利益	-2,501
II 事業外収益	1,237
III 事業外費用	807
経常利益	-2,071
IV 特別利益	0
税引前当期純利益	-2,071
当期純利益	-2,071

監 事 監 査 報 告 書

医療法人みのうら歯科医院

理事長 箕浦 陽一 殿

私は、医療法人みのうら歯科医院の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告並びに会計帳簿の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月21日

医療法人みのうら歯科医院

監事 箕浦 とし子